

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める部分)

第一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

一 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務並びに高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務等のうち次の要件を満たすもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、二の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとすること。

(第十五条の三第一項関係)

1 革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

2 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがそ

の安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

二 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとする。

（第十五条の三第二項関係）

三 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならないこととする。

（第十五条の四第一項関係）

四 総務大臣は、三に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととする。

（第十五条の四第二項関係）

五 機構が、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならない業務に、次に掲げる業務を追加すること。

（第十六条第四号及び第五号関係）

1 情報通信研究開発基金に係る業務（2に掲げる業務を除く。）

2 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法第百三条の二第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

六 その他規定の整備をすること。

第二 電波法の一部改正関係

一 電波法第百三条の二第四項第三号に規定する研究開発のための補助金の交付には、情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含むものとする。

(第百三条の二第四項第三号関係)

二 総務大臣は、一に規定する基金に充てるための補助金を交付した場合は、毎会計年度、当該基金の残余額その他当該基金の使用状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(第百三条の三第四項関係)

第三 施行期日等

この法律の施行期日及び経過措置について定めること。

(附則関係)